

福島県北地方振興局長賞

尊い汗と助け合い

二本松市立二本松第三中学校

三年 高島 誠生

社会科の学習で国民の義務を学習した。その中に納税の義務が記された。日本国憲法第三十条「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と述べられて

いる。

この税は日本国を維持し発展させ、僕達の生活がより快適で文化的なものとするために使われているものだ。

僕は今十五歳。この十五歳に至るまで、僕は税の恩恵をどれほど受けてきたのだろう。二本松市の資料で調べてみると、乳幼児医療費の助成、児童手当、ボリオや三種混合ワクチン、麻しんなどの予防接種、小中学校での入学祝品や日々の学習教材、健康診断など実際に数多くの恩恵を受けてきたことが分かる。さらには、国からの教科書、日々利用している橋や道路、ゴミの処理と身の周りのことを考えれば、その恩恵はばかり知れないもので

ある。本当にありがたいことだと僕は思う。

しかし、僕はとても心配していることがある。それは、国に多額の借金があるということ

だ。社会科の資料集によれば、国の歳出は税収を大きく上回り、その不足分四十八パーセントは公債金によつて補われているのである。この公債金こそ国の借金であり、僕達国民の抱える借金なのだ。二〇〇九年度の資料によれば、国民一人あたりの借金額は約四百五十五万円である。この僕が、そして今生まれたばかりの子どもがすでに四百五十五万円もの借金を背負っているのだ。そして、その借金額は今なお増え続けているという。本当にこのままいいのだろうか。僕は正直不安でたまらない。このままでは後世にも負担がかかることは目に見えている。公債の発行を行うのは充分に考慮し慎重でなければならないと思う。

日本国憲法第二十七条规定、「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」と定められている。僕はこれまで述べてきたように

税による数多くの恩恵を受けてきた。やがては僕も日本国民の一人としてきちんと仕事を就き、納税の義務を果たし、これまでの恩恵に報いていきたいと考えている。

税金は、日本国民がお金を出し合いながら互いにより良い社会生活を築こうとする「助け合い制度」といえるだろう。より良い社会生活を営むためにお互いに汗を流して働いた尊いお金を出し合う以上、その尊い税金は、国民に納得のいく使い方をされなければならぬ。決して誰かの私利私欲にとらわれるることなく、無駄に使い捨てられることなく国民の幸せにとって生きた使い方をすることが大切だ。

税金が正しく国民の生活のために使われていることを認識した時、国民は眞に納税の義務を理解し、その義務を果たすことに汗を流すだろうと僕は思う。